

青少年・治安対策本部 都民の声窓口に寄せられた都民の声（平成 29 年 11 月分）

◆受付件数と区分

（単位：件）

提言	意見	苦情	要望	相談	問合せ	その他	合計
0	13	1	8	7	19	0	48

※上記区分の定義

提言：施策の未実施や不十分さ等について、新たな施策の実施や既存の施策の改善策を具体的に提示し、その実施を求めるもの。

意見：施策や職員の行為についての激励・感謝、評論・感想等で、一般的な都政や知事発言等に対する賛否や批判を含むもの。

苦情：施策の実施または未実施等に伴う被害等の不都合や職員の対応への不満を申し立てるもの。また、その是正、補償、陳謝等の救済を求めるもの。

要望：施策の未実施や不十分さ等について改善を求めるもので、改善の方法等について言及されていないか、あるいは抽象的なもの。

相談：困りごとについて判断の指針や助言、またはそのために必要な情報や対話を通じて求めるもの。

問合せ：施設の所在地、事務所の所管部署、施策の内容や手続など知りたい点を明示して尋ねるもの。

その他：都政運営とは直接関係のない事象に関する苦情・要望・提言・意見で、趣旨等不明の訴え等を含むもの。

◆ 寄せられた都民の声と都の対応事例（平成 29 年 11 月分）

▶ （都民の声）

広報東京都の記事を見て電話した。息子が 10 年以上ひきこもっているのだが、どこかに相談できないか。

（対応）

東京都では、東京都ひきこもりサポートネットという、ひきこもりの若者に関する相談に対応する窓口を設けております。電話やメール等による相談を行っておりますので、一度ご相談されてみてはいかがでしょうか。

▶ （都民の声）

広報東京都で、ひきこもり支援団体の募集記事を見て電話をした。この記事は、こうした団体を利用したい人を募集しているものなのか。

（対応）

広報東京都に掲載されている記事については、ひきこもりの支援を利用したい個人を募集するものではなく、「東京都若者社会参加応援事業」への参加を希望する団体を募集する内容となっております。

「東京都若者社会参加応援事業」では、都が策定した独自のプログラムに基づき支援を行う、NPO 法人等の民間支援団体の登録申請を受け付けております。当プログラムは、訪問相談や居場所の設置、社会体験活動を実施する内容となっており、毎年、年に 1 度、今回のように協力団体の募集を行っております。

なお、当事業の登録団体の支援をご希望される場合には、当事業のHPに、実施団体の一覧と連絡先を掲載しておりますので、直接、お問い合わせをお願いします。

▶ （都民の声）

特殊詐欺対策センターと名乗る者から電話があったが、どのようにすれば良いか。

（対応）

今回のお問い合わせの件についてですが、特殊詐欺の被害が多いところに警察が注意喚起の電話をすることがありますが、確認のため、最寄りの警察署にお問い合わせをいただくようお願いいたします。

▶ (都民の声)

葛飾区内に1・2階が医療施設、3・4階が集合住宅の建物の建設を予定している。葛飾区に駐輪場の附置義務を問い合わせたところ、都の自転車条例もあるので問い合わせた方がよい、と言われた。条例を読むと、特に建築物に義務付けられた駐輪場の規模等は定められてないように思えるが、確認したい。

(対応)

東京都自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例では、建築物について駐輪場の附置義務は定められておりません。

なお、同条例では、自転車を事業で使用している事業者、従業員の通勤に自転車使用を認めている事業者について、駐輪場の確保ないし確認が義務付けられています。(同条例第30条)